

「令和5年度からの東京都中学校体育大会」

東京都中学校体育連盟

◆(公財)日本中学校体育連盟 大会参加基準における参加資格の特例の改定

◆「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」

(スポーツ庁・文化庁)令和4年11月→令和4年12月



東京都中学校体育連盟「東京都中学校体育大会実施要項」を改定(2月14日理事会審議)

(令和5年度より実施)

※以下、実施要項の抜粋を記載

1 参加資格

(1)東京都中学校体育連盟本部加盟、各競技専門部登録の

中学校に在籍している者

(2)特例

①学校教育法134条の各種学校在籍生徒

②地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)(以下「地域スポーツ団体等」とする)に所属する中学生

(条件)○地域スポーツ団体等で参加する生徒は在籍中学校及び各種学校での参加は認めない。

○団体競技等への参加は1団体1チームのみとする。

(3)転校、移籍

①同一年度の大会参加は、全競技を通じて一人1競技のみ。(冬季大会を除く)

②在籍学校で地区予選参加後に転校→転出先での同一大会・同一競技への参加不可。地域スポーツ団体等でも移籍先での参加不可。(ただし、本大会への出場権を得た個人種目は別)

(4)複数校合同チームでの参加

①同一支部内の生徒が原則。

②競技人数を下回った学校同士の編成が原則。ただし、合同チームを組む学校のうち1校の部員数が競技人数を上回っている場合も可とする。

③各校で部として成立していることを原則とする。

④一度編成した合同チームは、次年度以降新入部員によって複数校の部員数が競技人数を上回ったとしても、合同チーム編成を解消せずに継続できる。

⑤顧問は各学校の校長・教員・部活動指導員とし、各校の顧問か代表顧問が引率をする。ただし、代表顧問は校長・教員とする。

⑥参加申込み等については、各校の校長の承認・連絡のもと代表校長が責任者として手続きを行う。

⑦合同チームの参加が認められる競技は、個人種目のない競技とする。

(5)拠点校方式チームでの参加

①同一支部内の生徒が原則。

②拠点校方式による部活動に参加する各校が東京都中学校体育連盟本部加盟及び競技専門部に登録していること。

③顧問は拠点校の校長・教員・部活動指導員とし、顧問が引率をする。

④参加申込み等については、各校の校長の承認・連絡のもと代表校長が手続きを行う。

2 監督・引率規程

(1)参加生徒の監督・引率は、出場校の校長・教員・部活動指導員とする。地域スポーツ団体等は代表者・指導者とする。←原則

※教員は公立学校の都費負担教諭・都費負担再任用教諭・私立学校教員で、地教委による採用者は当てはまらない。

部活動指導員が引率・監督を務める場合には、所定の「部活動指導員確認書(校長承認書)」を提出する。

(2)東京都中学校体育大会の参加生徒について、日常指導している校長・教員・部活動指導員又は代表者・指導者が引率できず、校長又は代表者がやむを得ないと判断した場合に限り、次に示す「監督・引率細則」により、校長又は代表者が承認した者の引率による参加を認める。

※これまで個人種目に限定していた特例であった。

監督・引率細則

I 引率者は次の中から校長又は代表者が認めたものとする。

<学校>

- ①当該校の部活動を指導している外部指導者(I Dカード提示)
- ②当該校の学校職員(個人種目のみ)
- ③当該生徒の保護者(個人種目のみ)

<地域スポーツ団体等>

- ①当該団体の職員(個人種目のみ)
- ②当該生徒の保護者(個人種目のみ)

II 校長・教員・部活動指導員又は代表者・指導者以外の引率者には、監督の資格を認めない。ただし、学校においては合同チームの代表監督を除いて、校長が承認した外部指導者の監督資格を認める。

III 学校において、校長が認めた学校職員又は保護者が引率する場合(個人種目のみ)は、校長が支部の当該競技専門委員又は東京都中学校体育連盟当該競技役員に監督依頼することができる。

※部活動指導員の規程

学校教育法施行規則78条の2に示されている者。地方公共団体、学校法人が任命した者。

※外部指導者の規程

外部指導者とは、当該校長が人格・指導面において優秀と認めた者(20才以上、大学生は認める)であり、学校の教育方針に基づき、顧問教員の指導計画に従い、日頃から指導にあたっており、公式試合の遂行ができる者のことをいう。

◎地域スポーツ団体等の加盟・登録について

団体加盟・登録、団体届の他、登録選手一覧(地域スポーツ団体等→競技専門部)
参加選手届出書(地域スポーツ団体等→選手在籍校)